

**住宅金融支援機構の住宅融資保険付きリバースモーゲージ型住宅ローン  
リ・バース60**

ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件を満たす個人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込時の年齢が満60歳以上（連帯債務者も同様）の方</li> <li>・日本国籍を有する方、または永住許可を受けている外国人である方</li> <li>・公的年金、給与収入等の安定的な収入がある方で、当金庫に受給口座を有している、または当金庫を年金受取口座として指定手続きを行っている方</li> <li>・年収に占めるすべてのお借入の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年収400万円未満の場合、総返済負担率30%以下</li> <li>② 年収400万円以上の場合、総返済負担率35%以下</li> </ul> </li> <li>・住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が得られる方</li> <li>・お申込にあたり、当金庫が行うカウンセリングにすべて適合する方</li> <li>・担保となる物件が別府市内にある方</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら居住する住宅の新築（建替）または購入（中古住宅含む）資金</li> <li>・自ら居住する住宅の新築（建替）等に伴う土地の取得資金</li> <li>・自ら居住する住宅のリフォーム等資金（非住宅部分は対象外です。）</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅への入居一時金</li> <li>・既存の住宅ローンの借換等資金</li> <li>・子世帯等（直系卑属）が居住する住宅の建設または購入資金</li> </ul>
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100万円以上8000万円以内（1万円単位）</li> <li>※ただし、下記①、②のうち最も低い額を限度とします。</li> <li>①所要資金の100%相当額</li> <li>②担保不動産の評価額の50%（スタンダード）、または60%（ワイド）に相当する額</li> <li>※住宅が長期優良住宅の場合は評価額の55%、または65%に相当する額となります。</li> </ul>
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独債務の場合…お借入人がお亡くなりになった日、または当金庫がその事実を知った日をご融資期限となります。</li> <li>・連帯債務の場合…主債務者および連帯債務者の方が共に亡くなられた日、または当金庫がその事実を知った日をご融資期限となります。</li> </ul>
お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫長期プライムレートを基準とした随時変動金利となります。</li> <li>・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日にお支払いいただきます。</li> <li>※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により当金庫長期プライムレートの変動に応じて、お借入れ金利は変動します。</li> <li>※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</li> </ul>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息は毎月15日に1か月分をお支払いいただきます。（お支払日が当庫休業日の場合は翌営業日のお支払いとなります）。</li> <li>・元金のご返済…債務者（連帯債務者がいる場合は全員）がお亡くなりになったときに一括ご返済いただきます。※</li> <li>（※）相続人の方に一括してご返済いただくか、担保物件の売却によりご返済いただきます。担保物件の売却代金が残債務に満たない場合でも、相続人の方へ残債務の請求はいたしません（ノンリコース型）。</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資の対象である建物および敷地（資金使途がサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金の場合は住み替え前の建物および敷地、子世帯が居住する住宅建設・購入資金の場合は親世帯の建物および敷地）に当金庫が第一順位の抵当権を設定いたします。</li> <li>※担保設定費用は別途ご負担いただきます。</li> </ul>
住宅融資保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅金融支援機構の住宅融資保険を付保させていただきます。</li> <li>・住宅融資保険の付保に必要な保険料は当金庫が負担します。</li> </ul>

手数料	<p>【事務手数料】 ……100,000 円（別途消費税）</p> <p>【繰上返済手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額繰上返済の場合…30,000 円（別途消費税）</li> <li>・一部繰上返済の場合…5,000 円（別途消費税）</li> </ul> <p>【その他の条件変更】 ……5,000 円（別途消費税）</p>
連帯債務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お申込人と同居する申込時年齢が満 60 歳以上の配偶者の方は、原則として連帯債務者となっていただきます。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人は不要です。ただし、担保提供者の方は物上保証人となっていただきます。</li> </ul>
商品タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫のリ・バース 60 はノンリコース型のみです。ノンリコース型とは、お借入人がお亡くなりになった際、担保物件の売却等により全額を返済できない場合でも、相続人は残債務を返済する必要はありません。</li> </ul> <p>※利払いの遅延等で期限の利益を喪失する等一定の要件に該当した場合は、ノンリコースの適用はありません。</p>
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご加入いただけません。</li> </ul>
火災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担保設定した物件に対し、融資金額以上もしくは建物適正価格の火災保険に加入していただきます。</li> <li>・火災保険料はお客様のご負担となります。</li> </ul>
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部（9 時～17 時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別府市内の本支店のみの取扱となります。</li> <li>・年 2 回、当金庫からお借入人（連帯債務者も含む）に対して、面談や電話等により現況の確認をさせていただきます。</li> <li>・審査の結果によっては、ご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。</li> <li>・当金庫の営業地区、出資の条件等詳しくは当金庫の本支店にお問い合わせください。</li> <li>・ご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。</li> </ul>